

中央鉱山保安協議会金属鉱業等鉱害防止部会【第3回】 議事録

1. 日時：令和4年11月30日（水）13：00～14：00
2. 場所：WEB会議（Teams 使用）
3. 出席者：
（委員）所委員、五十嵐委員、品川委員、篠原委員、
（専門委員）一戸委員、井上委員、沖部委員、坂井委員、保高委員
4. 議題：
 - （1）第5次基本方針に係る事業量について
 - （2）第6次基本方針に係る事業量について
 - （3）特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針に係る答申（案）
 - （4）その他

【問合せ先】

経済産業省 産業保安グループ

鉱山 ・ 火薬類監理官付

電話：03-3501-1870

FAX：03-3501-6565

○伊藤対策官　それでは、準備も整いましたので、ただいまより、中央鉱山保安協議会令和4年度第3回金属鉱業等鉱害防止部会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の鉱害防止部会ですが、資料にごぞいます委員、専門委員のうち、所部会長、五十嵐委員、品川委員、篠原委員、一戸専門委員、井上専門委員、沖部専門委員、坂井専門委員、保高専門委員に御出席いただいております。佐藤専門委員は御欠席となります。

したがいまして、本日の鉱害防止部会は全委員数4名の全員と5名の専門委員に御出席いただいております、鉱山保安協議会令第4条第4項の規定により、定足数に達していますことをお伝え申し上げます。

それでは、議事進行を所部会長にお願いしたいと思います。所部会長、よろしく願いたします。

○所部会長　皆様、お忙しいところ、お集りいただきまして、ありがとうございます。今回、第3回ということで、前回からの宿題も含めまして、活発な御議論をお願いしたいと思います。

冒頭に説明がございましたけれども、本日の議事については、全ての議事において一般傍聴を認めることといたします。よろしく願いたします。

それでは、議事に入りしたいと思います。

本日は、議事次第にごぞいますように、1番「第5次基本方針に係る事業量について」、続いて、2番「第6次基本方針に係る事業量について」、そして3番「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針に係る答申（案）」について御審議いただくことにしています。

それでは、まず議題1の「第5次基本方針に係る事業量について」です。前回の部会で事務局から提示させていただいた資料で、当初計画と実績見込みとの間で乖離があるとありました。これについては、データ精査中ということでした。精査が完了したということですので、まずは事務局からの御説明をお願いいたします。

○岡本監理官　それでは、資料2に基づきまして、御説明をさせていただきます。

右下にスライド番号がごぞいます。最初にスライドの3を御覧いただければと思います。

こちらが前回の部会にお示しした資料そのものでございまして、一番下の行に、②当初計画と実績見込みの乖離については、現在、データ等を精査中と、このように御報告をしたものでごぞいます。この精査が終わりましたので、今回、それを御報告させていただく

というものでございます。

スライドの2を御覧いただければと思います。第5次基本方針の当初計画と実績見込みの乖離について、上半分のところに当初計画と実績見込みの表を添付しております。例えばカドミウムですと、当初計画が9.0 t / 年だったものが、実績見込みは4.4 t / 年になったというものでございます。

中ほどに四角の枠囲みで乖離に係る推察を記載しております。例えばカドミウムですと、当初比マイナス4.6 t になったわけですが、そのうちそれに大きく寄与している鉱山として、A鉱山による影響がマイナス2 t、B鉱山による影響がマイナス2 t あったということでございます。その他の鉱物につきましても同じ考え方で整理したものが枠囲みの中に記載をしております。

それでは、そういったA鉱山、B鉱山等で、どういった事情の変化があったのかということを下のところに記載しております。例えばA鉱山ですと、平成18年に閉山し、平成23年から水処理を開始（それまでは坑内に湛水）、当初数年間は原水濃度が安定せず、5次計画策定時は平成23～24年度の濃度の値を用いて計算したが、次第に濃度が安定したため、実績値に影響を与えたと思われるということでございます。次第に濃度が安定してきたということでございます。例えば次のB鉱山ですと、従来より製錬廃水を含めて算定しており、製錬残渣・リサイクル廃材等の重金属含有率に大きく左右されるため、実績値に影響を与えたものと思われるということでございます。

こういったことが主たる要因として考えられるので、記載をしたものでございます。

資料の2につきましては以上でございます。

○所部会長　ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの御説明に關しまして、委員の皆様から御意見、御質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

前回、数値に乖離があったということで、今回、計算の方法、それからなぜ乖離があったかというところは、この資料にて御説明があったということだと思います。これについては、特段、皆様からは御異論ないということよろしいでしょうか。――ありがとうございます。

それでは、続きまして、これにも関連しますけれども、次の議題であります2番「第6次基本方針に係る事業量について」です。金属鉱山等鉱害対策特別措置法で定めることとされている次期基本方針の事業量について、事務局より御説明をお願いいたします。

○岡本監理官　それでは、資料3を御覧ください。

これも同じくスライド番号を右下につけてございますが、まずはスライドの2でございます。基本方針の事業量計上に係る判断基準として、以下の点をお示ししております。今後、この事業量を計算する上で一定の、こういったルールを明らかにさせていただきたいというものでございます。

判断基準として考えましたのは、読み上げますと、特措法に規定する使用済み特定施設を有する鉱山で、現在、坑廃水処理を実施している鉱山を対象とする。ただし、以下のi)～iii)は含まないということであります。まず1つ目が、原水が全て排水基準を満たすもの。その理由は、法規制以上の処理を求めることはできないため。ただし、算定の調査対象期間中に一度でも基準を超えた事実があれば含むこととしたいと考えております。

2つ目が、利水点等管理の段階に完全に移行したもの。理由としましては、鉱山における排水基準の管理ではなく、利水点等における管理を行うものだからということでございます。

3つ目には、使用済み特定施設を有する稼行鉱山において、坑廃水処理を行っているもの。理由としましては、使用済み特定施設を有する稼行鉱山では、他の使用中の坑口からの坑廃水と一括で処理する等、鉱山保安法の規制により適切に対応されているためということでございます。

改めまして、こういった判断基準を踏まえまして、事業量を計算したものがスライド3になります。6次基本方針の事業量として、まず鉱害防止工事でございますが、鉱山数は、義務者不存在が19、義務者存在が32。その他、特定施設の数や事業量は、そこにお示したとおりでございます。

次にスライドの4を御覧いただければと思います。スライドの4は坑廃水処理の方でございます。鉱山数は、義務者不存在が23、義務者存在が51。排出量や処理量につきましては、そこに記載のあるとおりでございます。

これらを6次の基本方針の事業量として算出いたしました。

スライド5は、参考資料といたしまして、パッシブトリートメントの導入事例ということでございます。中国地方にありますN鉱山では、人工湿地によるパッシブトリートメントでの処理を実施しております。今後もこのパッシブトリートメントでの処理を継続していくということでございますが、冒頭申し上げました、いわゆる基準との関係で申し上げますと、このパッシブトリートメントに移行した鉱山も、いわゆる重金属の処理をしてい

ることには変わりはないので、事業量の算定には、このような鉱山は含まれるという考え方でございます。

スライドの6は、第6次基本方針対象鉱山の一覧、鳥瞰図でございます。参考までに添付をさせていただきます。

私からは以上です。

○所部会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの御説明につきまして、委員の皆様から御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

この段階では、先ほど御説明いただいた算出方法の計算式は大きく変わることはなく、ただ、対象については2ページにある案のように大きく乖離がないように見直していただいたというような、そういうことになるのかなと思っております。

何か事務局から補足はございますか。

○岡本監理官 ちょっと私の説明が不十分なところがありました。スライドの5で、パッシブトリートメントに移行した鉱山は、重金属を処理していることに変わりはないので、それは事業量算定の対象となると申し上げましたけれども、実際にスライド5に出ている、この鉱山で申し上げますと、こちらは●の3つ目でございますとおり、水量は日間平均50m³以下で排水基準の適用外となっておりますので、この鉱山に関して申し上げますと、基準の1つ目に該当するというので、対象にはなっておりません。誤解のないように補足をさせていただきます。

○所部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。——御意見ないようですね。

これに関しては前回から宿題という形で残っていたものですので、今回、クリアにさせていただいたということによろしいかと思えます。

それでは、次の議題にまいりたいと思います。次の議題、3番「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針に係る答申（案）について」です。これまで御議論いただいた意見などを踏まえて、また先ほどの資料2、資料3の事業量の数字を盛り込んだものを、事務局より資料4として、答申（案）として提示いただいております。委員の皆様方には事前にお目通しいただいているということでありがとうございます。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○岡本監理官 それでは、資料4の御説明をさせていただきます。

表紙から次のページを御覧いただければと思いますが、前回の部会で御説明した流れで、

特に目次等は変更しておりません。1. はじめに。2. 鉱害防止事業の概要について。3. 第5次基本方針の取組と評価について。4. 第6次基本方針策定に向けた鉱害防止事業の課題と対応策。5. 第6次基本方針に関する事業量等について。6. おわりに。こういった流れでございます。

前回の部会で、この前の案をお示しいたしまして、委員の皆様方から、いろいろ修正の御指摘をいただいております。それらを反映したものを今回、お示ししているところでございます。

前回の部会のときに記載ができていなかったところを御説明したいと思います。ページで申し上げますと14ページになるのですが、13ページから御覧いただくほうがよろしいかと思っております。13ページの一番下のところに枠組みで5. として、第6次基本方針に関する事業量等についてということがございます。まず(1)で実施の時期、①鉱害防止工事という記載がございまして、次の14ページに(2)として事業量というものがございます。ここが前はまだ精査中ということで空欄でお示したところでございます。今回、それを追記したというものでございます。

少し読ませていただきますけれども、(2)事業量、①鉱害防止工事、坑廃水による鉱害を防止するため、坑道の坑口の閉そく、捨石又は鉱さいの集積場の覆土、植栽、よう壁、かん止堤並びに排水路の改修等の適当な措置を講じる等、第5次基本方針からの継続案件、未着手案件のほか、老朽化に伴う坑廃水処理施設の更新や集積場に係る技術指針の改正に伴う安定化工事等について、以下の事業を実施するということでございまして、表として、第6次基本方針の事業量等(鉱害防止工事)でございます。こちらは先ほどの資料でお示したものと同一となっております。

次に15ページを御覧ください。②坑廃水処理でございます。事業量の計上に当たり、特措法に規定する使用済み特定施設を有する鉱山で、現在、坑廃水処理を実施している鉱山を対象とする。ただし、以下のi)～iii)は含まない。i)原水が全て排水基準を満たすもの。ii)利水点等管理の段階に完全に移行したもの。iii)使用済み特定施設を有する稼行鉱山において、坑廃水処理を行っているもの。上記により、義務者不存在鉱山は23鉱山、義務者存在鉱山は51鉱山において、坑廃水処理を継続するというところでございます。その下に第6次基本方針の事業量等(坑廃水処理)として表を添付しております。こちらも、先ほどお示したものと同一ものになってございます。

これが新たに追記したところでございます。

もう1か所、新たに追記したところがございます。ページで申し上げますと12ページでございます。前からつながりますので、9ページから御覧いただければと思います。

9ページの中ほどより少し上のところに四角囲みで4. 第6次基本方針策定に向けた鉱害防止事業の課題と対応策ということで項目事項を列挙しております。(1)として、鉱害防止事業全体における新たな取組。(2)として、鉱害防止工事残存工事の早期完了。10ページに移っていただきまして、(3)新しい類型区分による坑廃水処理の終了、コスト削減の加速化ということがございます。そして、この(3)の7、8行下に対応策というのがございます。対応策で①として、第6次基本方針における坑廃水処理の終了やさらなるコスト削減に向け、新たな類型区分とその考え方にに基づき、各鉱山において類型区分けをしながら鉱害防止事業の発生源対策や坑廃水処理での具体的な取組を検討して、実行していくということで、ポツを並べていますけれども、その流れでずっと、11ページは表と図になっておりますので、次の12ページにそのポツが続いております。そして③に、義務者存在、不存在に関わらず、利水点等管理の導入や坑廃水処理の終了、処理基準の緩和を行う際には地域住民の理解と協力が不可欠であり、丁寧な説明を行い、関係者の意見の一致を図るなど、地方公共団体と連携して取り組んでいくと。ここまでが前回にお示したところでございますけれども、その新たな課題対応ということで、坑廃水処理の終了、コスト削減加速化というカテゴリーの中で④を新たに追記しております。事業量の計画と実績の乖離が存在するところ、排水基準等を満足しつつ継続的に坑廃水処理を行っていることを適切に評価できるようにするための手法について検討するというところがございます。

こちらは、今日、最初の資料で御説明しましたとおり、今まで私どもが行ってまいりました計算方法、これは事業者の方々から頂いたデータを基に計算をしているわけですが、諸々の条件により、事業量の計画と実績の乖離が存在することは明らかであります。そういった状況でございますので、そこに追記をしまして、排水基準などを満足しつつ、継続的に坑廃水処理を行っていることを、より適切に分かりやすく評価できるための手法について、これから検討していきたいと考えております。そういった御指摘を部会の方からいただいたということで、ここに追記をさせていただいたものでございます。

そのほか、冒頭申し上げました、いろいろ御指摘を踏まえた修正を加えております。前回、大まかな内容は御説明しておりますので、報告書そのものの御説明としては割愛させていただきます。

私からは以上でございます。

○所部会長　ありがとうございます。それでは、ただいまの答申（案）につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

私といたしましては、先ほど最後に御説明いただいた④を追記していただいたというのは、この部会の一つの意見を汲み取っていただいたことかなと思っております。一般に乖離があるというのは何かよくないことのような印象を受けるわけなのですが、今の数値であると、乖離があるということは必ずしも悪いことではないということになると、乖離がないとちゃんと処理できているというような事業量というのも、この機会に検討してみてもいいのではないかというのが元々の発言の発端なのですが、これについては、実際の現場の皆様のお意見とか、それから法律としてどういう量が必要なのかとか、そういったことも整理をしていただいて、改めて時間をかけて御検討いただくということがよいのかなと思っております。

ほかにもいろいろと委員の皆様から御指摘いただいて、検討いただいた結果、この形に落ち着いたというところもあったかと思うのですが、せっかくの機会ですので、いかがでしょうか。

井上委員、よろしくお願いたします。

○井上専門委員　内容には直接関係なくて、単なる語句の修正なのですが、14ページの新たに加えられた事業量のところでは、①「鉱害防止工事」の2行目、ここで「排水路の改修等の適当な措置」となっているのですが、日本語で、これがだめというわけではないのですが、「適切」にしたほうがいいのではないかなと。

○所部会長　そうですね。いろいろな意味があるので、「適切」のほうがより適切かと。ありがとうございました。

○井上専門委員　それだけです。よろしくお願いたします。

○所部会長　これは修正いただけるということでよろしいでしょうか。

○岡本監理官　修正いたします。

○所部会長　井上委員、ありがとうございます。ほかはいかがですか。

今日の部会が終わりますと、これが親委員会の方にかかりまして、その後、パブコメということになりますので、ある意味、今日が最後の機会ということになりますので、よろしければお1人ずつ、御感想でもよいので、一言ずついただければと思うのですが、名簿順でよろしいでしょうか。五十嵐委員、よろしいでしょうか。

○五十嵐委員　五十嵐です。いろいろと修正していただいて、ありがとうございます。

私、特に異論があるわけではないのですけれども、感想で申し訳ないのですが、実は前の資料で第6次基本方針の鉱山位置図というのがありました。これは第6次の対象となる鉱山なののですけれども、第5次と比べて何鉱山減ったのか。要は、10年間でどれぐらいの鉱山が、処理だとか対策をしなくていいようになったのかということをお聞きして、では、今度の10年間では幾つぐらい、見込みでもいいのですけれども、昔使った、卒業できるかというのをぜひ教えていただきたいと思ひまして、よろしくお願ひいたします。

○所部会長 重要な御指摘かと思ひますけれども、今、お答えになれますか。

○伊藤対策官 最後のページの対象鉱山の位置図から言ひますけれども、義務者不存在が今回32鉱山となっておりますが、36鉱山から32鉱山になりました。鉱害防止工事は、義務者不存在20鉱山から19鉱山、それから坑廃水処理は24鉱山から23鉱山に1つずつ減っております。また義務者存在分につきましては、全体で61鉱山から60鉱山に、鉱害防止工事の内訳は、28鉱山だったのが32鉱山にちょっと増えております。これはいろいろ諸事情があると思ひますけれども、実際にカウントしたところ、鉱害防止工事が4鉱山増えているということになります。それから坑廃水処理が55鉱山あったのですけれども、51鉱山に4鉱山減っております。これは、判断基準に基づいて原水の改善があった鉱山があったり、それからこれまで稼行鉱山みたいなものが入っていたものを減らしたという整理の段階で55鉱山から51鉱山に減りましたという御説明になります。

以上でございます。

○五十嵐委員 ありがとうございます。やっぱり少ないですね。

○所部会長 ありがとうございます。なかなか難しいとは思ひますけれども、1個でも2個でも、あと次の10年で減らせるように力を合わせてみんなで頑張りたいということかなと思ひます。五十嵐委員、ありがとうございます。

続きまして、品川委員、いかがでしょうか。

○品川委員 春日鉱山の品川でございます。鉱業協会副会長もやっております。

まず12ページの④の、先ほど所部会長がおっしゃられた点なののですけれども、これはデータを取っている頻度が各鉱山によって違うと思うのです。毎週毎月データを取っているところと、年に1回ぐらいしか取っておられないところがあるということで、多分、季節変動を加味しないとまともな処理量みたいなのは出てこないと思うのですけれども、かといって、全鉱山にデータを増やしてくれというのも、収入がないところで分析費用が増大するという酷な面があるかもしれませんので、データを一律増やすのであれば、分析に対

して補助金を出すとか、もしくは経産省さんとかのどこかの機関でまとめてやるとか、そういうことも検討された方がいいのかなと思います。

私、ある鉱山で2年ほど坑内の水量・水質をずっとモニタリングしていたのですが、やはり北国にある鉱山は融雪期と渇水期で通ってくる水道が全然違って、水量も水質も当然違ってきますので、年平均で出されている今の方式ではぶれが大きくなるかなと思います。

それとまた別件でございますけれども、利水点等管理を今後進められるということで、そこに移行するような鉱山を、早く前例をつくって、技術的な面、また地元のステークホルダーの方との交渉のプロセスとか、そういうのを展開していただければと思います。

それと、今頃気づいて申し訳ないのですが、実は私、鹿児島島の春日鉱山というところで今、やっております、そこでは数年前に、第二次世界大戦ぐらいに集積された選鉱の鉱さいを全量、製錬所に出荷して、鉱さい堆積場を1つなくしてしまったと。そういう事例をつくったのを紹介するのが失念しておりました。機会があれば、どこかで紹介させていただきたいと思います。

以上です。

○所部会長 現場に基づいた貴重な御意見、ありがとうございます。最後は、まさに鉱さい対策事例として優良事例かと思っておりますので、御紹介ありがとうございます。

また、これ以上データを取るという御負担だけをかけるということは恐らくできないだろうと思います。ただ、一方で今取っているデータをよりよく解釈、あるいは取りまとめるということは非常に大事だと思いますし、データというものは何よりも大事ですので、こういったものが有効活用されていくということが大事かなと、個人的には思っております。

何か今の御意見に対して事務局からございますでしょうか。

○岡本監理官 それでは、五十嵐委員と品川委員の御指摘について、お答えをしたいと思います。

まず五十嵐委員から、いわゆる対象鉱山数の減りが少ないのではないかという御指摘と、それから品川委員からは利水点等管理の、いわゆる先行事例のようなものをつくっていく必要性ということを御指摘いただいたかと思っております。お二人の委員に共通して言えることかと思うのは、こういった基本方針、昭和の40年代からずっとつくって取り組んできたわけですが、私の個人的な感覚で申し上げますと、ここ数年というのが非常に地合いといいましようか、変わってきたのではないかと思っております。何が変わってきたかとい

いますと、例えばパッシブトリートメントですと、いろいろ実証事業をして、そこからのデータが得られて、ガイダンスまで取りあえず到達したとか、利水点等管理につきましてもそういったガイダンスができたということで、今までとは少し違う潮目が出てきたのだらうと感じております。今後10年間は、それをぜひ社会実装していくような取組が大切だと思っておりますので、そこに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

それから、品川委員と所部会長からお話のありましたデータの取扱いにつきましては、事業者の方々からデータを頂いているということも我々、十分承知をしている中であって、他方、所部会長からもありましたとおり、やはりデータというのはその取扱いに非常に気をつけなくてはいけないし、誤ったメッセージとなってしまうとよろしくない。そのデータが意味するところを正しく、適切に世に出していくということは、これは当然のことだと思っております。今回、データに乖離があるということで御指摘をいただいたことを契機に、ぜひ、よりよい表現の仕方といたしましうか、適切にメッセージを出していくやり方について、また関係者の皆様から御意見や御指摘をもらいながら検討していきたいと思っておりますので、御協力のほど、よろしくお願い申し上げたいと思います。

私からは以上でございます。

○所部会長　ありがとうございます。

それでは、篠原委員、よろしければ御意見、あるいは御感想でも結構ですけれども、いかがでしょうか。

○篠原委員　基幹労連の篠原でございます。

基本方針の答申（案）は、私は基本的に専門家ではございませんけれども、非常に分かりやすく取りまとめていただいているというように判断をしております。いずれにしましても、この6次の基本方針の下、今後10年をかけまして、事業量の対象に含めなくてもいい休廃止鉱山を1つでも増やしていくということを官民挙げてといいますか、力を合わせて取り進めていただければありがたいと思いますし、またいろいろな技術開発もしながら、できるだけ低コストで処理をしていけるということも大切なポイントだと思っておりますので、それも併せて取り進めていけるようお願いしたいと思っております。

それから、これは全く関係ないのですけれども、目次のところで、4番目に「第6次基本方針策定に向けた鉱害防止事業の課題と対応策」ということで、ここだけ体言止めで目次がでてきているのです。趣味の問題かもしれませんが、周りに合わせて「について」というようにしていただくのもいいのかなと思いました。

以上でございます。

○所部会長　　そうですね、これは修正いただければと思います。

○岡本監理官　　そのようにさせていただきたいと思います。

○所部会長　　ありがとうございました。専門委員の皆様にも、よろしければお一言ずついただければと思いますけれども、一戸委員、いかがでしょうか。御感想でも結構です。

○一戸専門委員　　当方の組織名変更に関しまして、答申（案）の21ページに積立金と基金のスキームが掲載されておりますが、図中の「石油天然ガス・金属鉱物資源機構」の名称の訂正をしていただければと思います。

○所部会長　　こちらは御修正いただくということでよろしく申し上げます。

○岡本監理官　　承知いたしました。18ページも併せて、名簿になっていますので、そこも直させていただきます。

○一戸専門委員　　これまでの委員会における特定施設に係る鉱害防止事業の基本的な方向性に関しましては、意見等はございません。基本方針策定に向けた課題と対応策も、実施を図るために必要な事項につきましても、明確になっていると考えております。

私どもの組織につきましては、この答申（案）の中で、課題に対応するための実行組織の1つになると考えておりますので、努力してまいりたいと思っております。

○所部会長　　ありがとうございます。それでは、沖部委員、お願いいたします。

○沖部専門委員　　沖部です。

私も先ほど来から出ているのとかなり共通しているのですが、全体の資料から見ると、今までの議論を反映していただいて、よろしいかなと思っております。五十嵐先生がおっしゃった日本地図の鉱山の数のところ、事前の、個別の説明会のときに申し上げたと思うのですが、やはりどう変わったのかというのが多分一番気になるところかなと思って、そのとき個別にも質問させていただいたのですが、本来であれば、その変わった数値が分かるようにするのがいいのだろうなとは思いますが、恐らく今後の委員会でも、そこは一番に聞かれるところなのではないかと思っております。でも、出さないほうがいいのか、ちょっとそこは分かりませんが。

○所部会長　　別添3はまた違うのですかね。これよりもう少し詳しいものが……。先ほどお示しいただいた鉱山の推移は、いわゆるこの別添3の5次で、これが6次もあればいいわけですね。いかがでしょうか。もし差し支えなければ、6次としてもこの別添3のところに入れていただくと、今の委員の皆様のご疑問に多少お答えできるのかなと思います。

けれども、そういった修正は可能ですか。

○岡本監理官 はい。

○所部会長 問題ないですか。では、ぜひ先生方の御要望を取り入れて、そのようにしたらいいのかなと思います。ありがとうございます。

沖部先生、他はいかがですか。

○沖部専門委員 それで今、事務局から御説明いただいたように、昭和40年から続いているものが、今後の10年というのは新しい側面が入ってきて、大分変わるだろうというところが一番大きい、今回の目玉みたいなことになると思うのですけれども、では、それならやはり第6次でどれぐらいの鉱山に対応できるという見積もりというか、そういうのも恐らく人は気になるのだろうなと思うのですが、そういう見積もりを出していくというのは難しいのですか。

○所部会長 見積もりはどうでしょうね。

○岡本監理官 そういう意味では、報告書の11ページに新たな類型区分をお示ししておりますけれども、ここに区分ごとで、例えば一番上にあります①ですと、「鉱害防止事業終結を目指すべき鉱山」ということがあったり、他方、その反対になりますが、⑥ですと「設備更新により省エネを促進し、坑廃水処理費の低減を目指すべき鉱山」というように、新たな区分分けをした上で、ここに該当する鉱山について、私たちの方からもいろいろとアクセスをさせていただいて、またJOGMECさんの研究事業なども活用しつつ、この区分に沿った形で少しでも前に進むようにやっていくということがお答えになります。ただ、この、ではどの鉱山がこれに該当するのかというのは、それがまさに沖部先生のおっしゃる一つの見積もりに該当するかと思うのですが、鉱山側からの御了解はもらっていないところもございますので、直ちにお示しするのはちょっと難しいのかなというのが実態でございます。

ただ、この区分に沿ってやっていくということは、しっかりお示しをしていきたいと考えてございます。

○所部会長 公開の資料として、どこの鉱山がここに幾つというのはなかなか難しいかもしれませんが、恐らく事務局のほうでは、この鉱山はこの類型だろうという試算はお持ちなのだと思います。それについては、また場合によって内部資料ということで皆さんの議論のたたき台にするということはあるのかなと。ただ、答申(案)としてそれを入れるというのはなかなか難しいという御回答かなと思います。

○沖部専門委員　　ありがとうございます。

あと一点だけ。これもちょっと重なるのですけれども、各鉱山によるモニタリングの条件というのでかなり差があるのではないかという御意見、先ほど品川さんでしたか、あったところですが、私もそれを個別のときにお伺いしては、やはり難しいとは思いますが、何らかのスタンダードというか、指針みたいなのがあればいいのかなと思いました。

以上です。

○所部会長　　ありがとうございます。そちらは先ほど事務局から、データの重要性というのは御認識いただいたところだと思います。まだ10年ありますので、その中でこのデータの重要性ということを改めて御確認いただいて、場合によっては何か指針だとかガイドラインだとか取扱い方とかということができてくるのもよろしいのではないかと個人的には思いますけれども、ぜひ、私からも御検討いただくようお願いしたいと思います。沖部委員、ありがとうございました。

それでは、続きまして坂井委員、いかがでしょうか。

○坂井専門委員　　資源環境センターの坂井です。

答申（案）の取りまとめと御説明、ありがとうございました。答申（案）に異論はございません。全体を拝見しまして、前回からの修正箇所を確認できましたし、これまでの議論等も反映されていて、よくまとめていただいていると思いました。

簡単ですが、以上です。

○所部会長　　ありがとうございます。それでは保高委員、どうでしょうか。

○保高専門委員　　産総研の保高です。

取りまとめ等、どうもありがとうございました。皆様がおっしゃったとおりだと思います。あとは我々なのか、しっかりとこれを、産学官が連携して実行していくということがすごく重要だと思っておりますので、引き続き皆様とともに進んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○所部会長　　最後に力強いお言葉をありがとうございます。

それでは、全員から御感想などいただきましたけれども、改めて事務局からコメントがございましたら、お願いいたします。

○岡本監理官　　本当に皆様、いろいろ御指摘ありがとうございます。最後、保高委員が

おっしゃってくださったことに関係しますけれども、私ども、国の方でも必要な予算を確保し、鉱害防止工事、それから水処理について適切に実施できるようにすることの他に、やはり新たなパッシブトリートメントとか利水点等管理がより一層進むように、ここは、今日は御欠席されていますが、秋田県の佐藤委員からも御指摘いただいておりますとおり、地元の方々との合意形成というのが必要になってくるかと思えます。そういったことも重々認識しながら、いただいた報告書に記載のある内容を少しずつでも確実に前に進めていきたいと思っておりますので、また皆様方にはいろいろとお世話になり、御相談させていただくことになろうかと思えますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私からは以上です。

○所部会長 井上委員からお手が挙がっているようです。井上委員、お願いいたします。

○井上専門委員 すみません、ちょっと発言が回ってこなくて言いたくなってしまったので。

○所部会長 ごめんなさい。大変失礼いたしました。

○井上専門委員 いえいえ。何か意見というよりは本当に感想なのですけれども、10年前、第5次の基本方針を策定する立場だったことから、ちょっと一言だけ。

五十嵐先生とか所先生も御一緒だったと思うのですけれども、そのときに、かなりおっかなびっくりというか、こんなことまで言っているのかというようなことを提案したのが、今回、いろいろ入ってきた、例えばパッシブトリートメントとか利水点等管理とか、そういったことだったと思うのですが、それが10年間の取組の中で、第6次の中ではかなりしっかりとした方針として提起されたということが、この10年間の大きな成果ではないかなと思います。

あと、ちょっと世の中を見ると、日本の、いわゆる鉱害行政というのは、まだ出口というか、濃度管理でやっている。特に水質に関してはです。それを、ちょっと一步踏み込んだ形で、世の中というか、従来、取り組んできた行政の取組方を少し変えていくような、そういうことをやろうとしているということになりますので、これから実行していくのは結構いろいろ抵抗とかもあると思えますので、すぐにすごく進むというよりも、やはりそういう機運をどんどん作りながら、10年間かけて着実に根づくようにしていくのがいいのではないかというように思いました。

私も定年も近づいて、この先10年間、どこまで貢献できるかあれですけれども、力の及ぶ限りはいろいろお手伝いしていきたいと思えます。

すみません、最後にちょっと言いたくなってしまって、発言させていただきました。どうもありがとうございました。

○所部会長　いえ、最後、井上委員にまとめていただいて、ありがとうございます。10年前のことを少し思い出したりしました。やはりこの次の10年も大事ですし、さらにその次の10年のために、今からまた踏み込んでいかなければいけないこともあると思いますので、非常に貴重な御意見をいただいたかと思えます。

事務局から、何かお返事はありますか。

○岡本監理官　定年という御発言がありましたけれども、ぜひ引き続き、御協力、御支援、御鞭撻をいただければと思っております。本当にどうぞよろしくお願い申し上げます。

○所部会長　ありがとうございます。他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

皆様から忌憚のない御意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。いろいろ貴重な御意見をいただきましたので、事務局のほうで答申（案）をもう一度修正していただいて、併せて、字句や数値などについてもいま一度、間違いなどがいないか、確認をお願いしたいと思います。その上で、最終的な答申（案）は後日、皆様に事務局からお届けしたいと思えます。

以上をもちまして、本日の議題は終了です。皆様、これまで3回にわたる部会の審議に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは最後に事務局からお願いいたします。

○伊藤対策官　本日は活発な御議論をいただき、誠にありがとうございました。答申（案）に関わる御意見については事務局で確認して、修正するとともに、最終的な答申（案）の取りまとめは、今後、所部会長と相談しながら行っていきます。併せて、字句や数値等につきましても、いま一度事務局で確認をいたします。その上で、最終的な答申（案）は後日、皆様に事務局から御送付いたす予定です。

また今後の流れですが、答申（案）は12月8日に開催予定の中央鉱山保安協議会にて報告させていただく予定です。さらにこの答申を基に、今年度内に第6次基本方針の告示案を策定しまして、パブリックコメントを経て、来年3月に告示とさせていただく予定です。

それでは、最後に笹路産業保安担当審議官より御挨拶を申し上げます。

○笹路審議官　産業保安担当審議官の笹路でございます。委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、この議論に御参加いただきまして、本当にありがとうございます。また、

所先生におかれましては部会長として、これまでの審議で活発な議論をリードしていただきまして、本当にその御尽力に心から感謝したいと思います。ありがとうございました。

3回にわたる審議を精力的にいただきまして、本日、この鉱害防止事業に関する第6次基本方針に係る答申（案）を取りまとめることができました。当然最終的なチェックですとか、中央鉱山保安協議会でのプロセスはあるわけですが、来年度から始まる10年間の鉱害防止施策の大事な方向性を示すことができたというように考えております。ありがとうございます。

この第6次の基本方針では、従来から実施しております鉱害防止工事ですとか、あるいは坑廃水処理の着実な実施、これは引き続きやっていくわけですが、さらに、これまで培ってまいりましたパッシブトリートメントの社会実装ですとか、あるいは利水点等管理の導入の推進、あるいは坑廃水処理のさらなる省人化・省力化、こうしたものを推進すること、さらに2050年のカーボンニュートラル実現を見据えた鉱害防止事業の付加価値の向上といった新たな取組を目指すこととなります。これも委員の皆様から非常に貴重な御意見をいただき、こうして将来の方向性を形作ることができたというように考えております。

経産省といたしましても、引き続き、この鉱害防止事業を着実に実施いたしますとともに、これまでに得られた様々な知見ですとかノウハウ、あるいは新しい技術をフルに活用いたしまして、この答申（案）で示されましたそれぞれの事項につきまして、委員の皆様、様々な関係者の皆様とも積極的に連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

今日の御議論でも、目に見える形で成果を出すことですとか、対象鉱山の、言ってみれば卒業していくところがどんどん出てくるように、見える成果を頭にも置きながら、ただ、一步一步、こつこつ進めていかななくてはならない。しかも、今後10年、さらにその先の10年というお話もありましたけれども、やはり腰を据えて、着実に進めるということも大事でございますので、ぜひ引き続き、皆さんと一緒に、この大切な事業に取り組んでいかせていただければと思っております。

あと審議の過程で議論にもなりました事業量の計画と実績との乖離、これはデータの取扱いをきちんと、誤解のないように適切にするということで貴重な御意見をいただいたと思っております。今後とも、鉱害防止事業がきちんと適切に実施されているかどうか評価する手法、データの取り方も含めまして、関係者の皆様としっかりと検討していきたいと思っておりますので、引き続き御指導、御鞭撻のほど、お願いできればと思っております。

事務局から先ほど御説明したとおり、この答申（案）につきましては12月8日に予定しております中央鉱山保安協議会に報告させていただいて、さらに協議会長から経産大臣への答申をもとに、今年度内に第6次の基本方針の告示案を策定することとしております。委員の皆様におかれましては、告示案の策定に際しまして、また御相談をさせていただくことがあろうかと思っておりますので、皆様、それぞれお忙しいと思うのですが、その際はぜひとも御協力賜れば幸いと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上、中央鉱山保安協議会第3回金属鉱業等鉱害防止部会の閉会に当たりまして、私からの御挨拶とさせていただきます。委員の皆様方には、改めまして、本当にありがとうございます。引き続き、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

○所部会長　御挨拶ありがとうございました。

それでは、本日の鉱害防止部会はこれで閉会といたしたいと思っております。

皆様、本日は御多用のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。失礼いたします。

——了——